

《引替手続きに必要なもの》

届出の種類	本人の来庁の場合	代理人来庁の場合
印鑑（認印）	○	○
印鑑登録証	○	○
本人確認ができるもの※1	○本人名義のもの	○申請者名義のもの
申込書兼受領証※2	○	○
委任状※3		○

※1 「本人確認ができるもの」とは、運転免許証など、本人しか持ち得ないもので公的機関が発行したものをお願いします。

※2 「申込書兼受領証」（委任状）は、住民課または富来支所の総合窓口にあります。

※3 委任状には登録印鑑の押印が必要です。